



# 万町町内会自主防災規程

万町町内会自主防災組織

(目的)

第1条 本規程は、自助、共助の思想に基づき「自分たちの地域は自分たちでまもる」という、地域住民の連携と協力のもとに設立したものであり、平素から地震及びその他の災害（以下「地震等」という。）に対して、自主的に組織だつ防災活動を行うことにより、地震等の発生において地域住民の被害の軽減を図ることを目的とする。

(名称)

第2条 この規程に基づく組織の名称を「万町町内会自主防災組織」（以下「本組織」という。）と称する。

(事務所の所在地)

第3条 本組織の主たる事務所の所在地は、万町町民会館（万町116番地の1）に置く。

(区域)

第4条 本組織が地震等の発生時に活動の対象となる区域は、万町地番内とする。ただし、独自の自治会を組織している区域を除くものとする。

(事業)

第5条 本組織の目的を達成するため次の事業を行う。

- (1) 防災に関する知識の普及に関すること。
- (2) 地震等に対する災害予防に関すること。
- (3) 地震等発生時における情報収集、消火・救出救護、避難行動要支援者等の避難誘導の応急対策に関すること。
- (4) 防災訓練の実施に関すること。
- (5) 防災用機材及び食糧、飲料水の備蓄に関すること。
- (6) その他、本組織の目的を達成するために必要な事項に関すること。

(会員)

第6条 本組織の会員は、万町町内会会員の世帯をもって構成する。

(委員)

第7条 本組織に次の委員を置く。

- (1) 委員長 1名
- (2) 副委員長 1名
- (3) 会計 1名
- (4) 委員 20名程度

(委員の選任)

- 第8条 委員長は、町内会長をもって充てる。
- 2 副委員長は、町内会副会長をもって充てる。
  - 3 会計は、町内会役員の会計をもって充てる。
  - 4 委員の名簿は別表—1のとおりとする。

(任務)

- 第9条 委員長は、本組織を代表し会務を統括し、地震等の発生時における指揮命令を行う。
- 2 副委員長は、委員長を補佐するとともに委員長に事故等が発生した場合は、その職務を代行する。
  - 3 会計は、委員長の指示により地震等の発生等の発生時において必要資材購入のための資金を調達し出納の管理を行う。
  - 4 委員は、情報収集班、避難誘導班、消火・救出救護班及び食糧給水班に区分し活動する。
  - 5 組織図は別表—2のとおりとする。

(顧問)

- 第10条 本組織に、顧問を置くことができる。
- 2 顧問は、町内会役員の経験者で、本人の承諾のもと委員長が委嘱する。
  - 3 顧問は、重要事項について委員長の諮問に応じるほか、委員会に出席し意見を述べることができる。

(委員会の設置)

- 第11条 本組織の事業の遂行を円滑に実施するために委員会を設置する。
- 2 委員会の名称を「防災委員会」(以下「委員会」という。)と称する。
  - 3 委員会は、委員長が必要と認めるときに召集する。
  - 4 委員会を召集する場合は、日時、場所及び議事内容をあらかじめ委員に通知しなければならない。
  - 5 委員会の議長は、委員長が務める。
  - 6 委員会での議事は、委員長が指名する委員がその内容を記録する。

(報告)

- 第12条 本組織の活動内容は、万町町内会規約第15条第1項に定める通常総会において報告しなければならない。

(防災計画)

第13条 本規程第5条に定める事業及び第9条に定める任務を遂行するために、防災計画を作成する。

(経費)

第14条 本組織の運営に要する経費は、万町町内会一般会計及びその他の収入をもってこれにあてる。

(規定の変更)

第15条 本規程を変更する場合は、委員会において審議し、委員の総数の三分の二以上の議決を得なければならない。

附則

この規程は、平成28年11月25日から施行する。

この規程は、令和6年12月1日に一部改訂する。